



2022年11月8日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ グ ア  
代 表 者 名 代表取締役社長 川瀬 紀彦  
(コード番号：7090 東証グロース)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 大浦 徹也  
(TEL：06-7777-0159)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」または「処分」という）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2022年12月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,500株
(3) 処分価額	1株につき1,719円
(4) 処分価額の総額	2,578,500円
(5) 割当予定先	当社子会社の取締役 1名 1,500株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役（以下、「対象役員」という）を対象に、取締役については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、また、当社の取締役に対し中長期的なリテンション効果を持たせることを目的として、当社の監査役については、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という）を導入することを決議いたしました。

また、2020年6月25日開催の第16期定時株主総会において、本制度を導入すること並びに本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、当社の取締役においては年額4億円以内（うち、社外取締役900万円以内）、監査役においては年額1,350万円以内としてそれぞれ設定すること、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数を、当社の取締役においては133,000株（うち、社外取締役3,000株）、監査役においては4,500株をそれぞれ上限とすること、また、当社の取締役においては当社取締役会が定める期間、当社の監査役においては当社の監査役との協議により定める期間（以下、総称して「対象期間」という）に亘るそれぞれの期間の役務提供の対価として、対象期間の開始日を含む事業年度中に一括して支給すること等につき、ご承認をいただいております。なお、上記の株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の額及び割り当てる譲渡制限付株式の総数をご承認いただきました際には、2020年度中に開始する対象期間に係る報酬等の場合、20年間に亘る役務提供の対価として2020年度中に一括して支給することを想定しておりましたが、2020年7月14日開催の取締役会にて、当社の取締役（社外取締役を除く）につきましても、当社の社外取締役及び監査役と

同様に、3年間に亘る役務提供の対価とすることといたしました。そして、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の1事業年度あたりの実質の支給額及び1事業年度あたりに割り当てる実質の譲渡制限付株式の総数が、当該想定を前提とした場合と同様の範囲内となるように、5,865万円以内で金銭報酬債権を支給し、19,500株以内で譲渡制限付株式を割り当てることとしております。また、当社は本制度を当社の使用人、子会社の取締役及び使用人（以下、対象役員と併せて「対象役員等」という）に対しても導入しております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要】

対象役員等は、本制度に基づいて当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるとなります。また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象役員等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、本日開催の当社取締役会及び当社子会社取締役会において、当社子会社の取締役1名（以下、「割当対象者」という）に対し、本制度の目的、当社グループの業績、各割当対象者の職責範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計2,578,500円（以下、「本金銭報酬債権」という）を支給すること、並びに割当対象者が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより譲渡制限付株式として当社の普通株式1,500株（以下、「本割当株式」という）を割り当てることを決議いたしました。

#### 【譲渡制限付株式割当契約の概要】

本自己株式処分に伴い、当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### ① 譲渡制限期間

2022年12月1日から、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた割当対象者としての地位（以下、「所定の地位」という）を退任又は退職する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という）、割当対象者は、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

##### ② 当社による無償取得

当社は、割当対象者が本譲渡制限期間の開始日以降、2025年6月末日までの期間（以下、「本対象期間」という）が満了する前に所定の地位を退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当該退任又は退職の時点をもって、無償で取得する。また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という）において、下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを無償で取得する。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

##### ③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が本対象期間中、継続して所定の地位にあったこと等を条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本対象期間が満了する前に所定の地位を退任又は退職した場合には、2022年12月から割当対象者が所定の地位を退任又は退職した日を含む月までの月数を31で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨て

るものとする)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

④ 株式の管理

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に当社が指定する方法にて本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとする。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、2022年12月から当該承認の日を含む月までの月数を31で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

この場合、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前取引日(2022年11月4日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,719円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上